

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	年金生活者支援給付金の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、年金生活者支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

年金生活者支援給付金の支給に関する事務では、業務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

さいたま市長

## 公表日

令和元年7月19日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	年金生活者支援給付金の支給に関する事務
②事務の内容	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(以下「年金生活者支援給付金法」という。)に関する事務であって主務省令で定めるものについて以下の事務を行う。 ①厚生労働大臣から求めがあったときは、必要な範囲内において、対象者及びその世帯員の所得情報等を提供する。 ②年金生活者支援給付金の支給に関する請求書等を受領し、厚生労働大臣(日本年金機構)へ報告(送付)する。
③対象人数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民年金システム
②システムの機能	1. 日本年金機構から給付金支給候補対象者データが提供された場合、基礎年金番号または氏名・生年月日・性別・住所をキーにして本人を特定させ取り込む。 2. 該当した本人の所得情報及びその世帯の課税/非課税状況を収録し、日本年金機構へ報告する。 3. 区役所窓口で給付金請求を受領した場合、受付入力し、所得情報を参照して日本年金機構へ報告する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム [ <input type="radio"/> ] 宛名システム等 [ <input type="radio"/> ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	総合宛名システム
②システムの機能	総合宛名システムは、住登者および住登外者データの取込処理と各業務システムへのデータ提供を基本機能とする。 ・連携データ取込機能 ・住記システムから、住登者データの取込を行う。 ・住記システム以外の各業務システムから住登外者データの取込を行う。 ・データ提供機能 ・各業務システムに対し、宛名データおよび共通マスターデータを日次もしくは随時にて、差分/全件データを提供する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ <input type="radio"/> ] 税務システム [ <input type="radio"/> ] その他 ( 総合宛名システムを利用する全てのシステム )

### システム3

①システムの名称	連携基盤システム(庁内連携システム)	
②システムの機能	① Web 連携機能(同期連携/非同期連携)：SOAP/Web サービスを用いてデータ連携を行う。 ② ファイル連携機能(送受信/通知)：FTPによりファイル送受信を行う。 ③ データベース連携機能：JDBC/ODBCにより共通データベースへ、データを書込・取得する。 ④ 日本語資源管理：外字の管理・配信する作業 ⑤ 印刷基盤 ⑥ 共通認証基盤 ⑦ ファイルサーバ	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (連携基盤システムを経由して庁内連携するすべてのシステム)	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム

### 3. 特定個人情報ファイル名

年金生活者支援給付金情報ファイル

### 4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一主務省令」という。)第68条の2
--------	--

### 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[ 実施しない ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—————	

### 6. 評価実施機関における担当部署

①部署	さいたま市 保健福祉局 福祉部 年金医療課
②所属長の役職名	年金医療課長

### 7. 他の評価実施機関

—————

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
年金生活者支援給付金情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民年金システムで管理している公的年金受給者のうち、年金生活者支援給付金の受給資格者等
その必要性	市町村の法定受託事務として、年金生活者支援給付金の請求を受け、日本年金機構へ報告する必要がある。また、厚生労働大臣から求めがあった場合は、年金生活者支援給付金受給資格者及び世帯員の所得情報を提供する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号及びその他識別情報は、対象者を正確に特定するため</li> <li>・4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先及びその他住民票関係情報は、①本人への連絡等のため、②請求書等の住所確認のため、③続柄情報から適切な世帯対象範囲を特定するため、④死亡・転出等による世帯情報の変更を確認するため</li> <li>・地方税関係情報は、本人や世帯員の所得を把握し、支援給付金請求の手続き、日本年金機構からの問合せ等について適切に対応を行うため</li> <li>・年金関係情報は、日本年金機構への報告や、受給資格者等からの相談等に対応するため</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成31年4月5日
⑥事務担当部署	さいたま市 保健福祉局 福祉部 年金医療課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (住民記録システム、税システム ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	本市に提出された請求書を日本年金機構に送付するとともに、受付及び日本年金機構から送付される処理結果をシステムで管理すること。また、日本年金機構に年金生活者支援給付金受給資格者等の所得情報を提供すること。	
④使用の主体	使用部署	年金医療課、各区保険年金課、支所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</li> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>1) 10人未満</span> <span>2) 10人以上50人未満</span> </li> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>3) 50人以上100人未満</span> <span>4) 100人以上500人未満</span> </li> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>5) 500人以上1,000人未満</span> <span>6) 1,000人以上</span> </li> </ul>
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口で受け付けた請求書を日本年金機構に送付する。</li> <li>・年金生活者支援給付金請求者情報を管理する。</li> <li>・日本年金機構に年金生活者支援給付金受給資格者等の所得情報を提供する</li> </ul>
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の正確性維持のために、住民記録システムから個人番号を連携すると共に、宛名番号による突合を行う。</li> <li>・所得情報の収録を目的として、地方税関係情報について宛名番号による突合を行う。</li> </ul>
⑥使用開始日	平成31年4月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件	
委託事項1	国民年金システムの保守・運用	
①委託内容	国民年金システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	承諾願、体制図等の提出により審査
	⑥再委託事項	国民年金システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
委託事項2～5		
委託事項2	国民年金システムのシステム運用	
①委託内容	国民年金システム等のジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	AGS株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	データセンターに関する管理業務	
①委託内容	データセンターにおいて、セキュリティ管理機器、環境監視機器等の設置・稼働の管理、入退室管理、データバックアップ (データセンター事業者は特定個人情報ファイルの操作は実施しない。)	
②委託先における取扱者数	[ ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	AGS株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣(日本年金機構)
①法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項、別表第一の95の項 2. 別表第一主務省令第68条の2 3. 年金生活者支援給付金法第38条 4. 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条第1項
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に係る審査・決定等
③提供する情報	年金生活者支援給付金請求書、未支給請求書に記載される情報(個人番号又は基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新規の第1号被保険者期間のみを有する老齢基礎年金請求者、第1号被保険者期間等に初診日のある障害基礎年金請求者、第1号被保険者期間等の死亡を支給事由とする遺族基礎年金請求者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	申請の都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	



⑥移転方法	<table><tr><td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td><td><input type="checkbox"/> 専用線</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 電子メール</td><td><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</td><td><input type="checkbox"/> 紙</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> その他 (</td><td>)</td></tr></table>	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 専用線	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 専用線								
<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								
⑦時期・頻度									
移転先2～5									
移転先6～10									
移転先11～15									
移転先16～20									
6. 特定個人情報の保管・消去									
保管場所 ※	<さいたま市における措置> 24時間有人監視、監視カメラ 入退管理ICカード+静脈認証による入退管理、入館申請・作業内容確認、不正持込・持出防止、台帳による媒体管理								
7. 備考									

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<宛名>

宛名番号 個人番号 世帯番号  
氏名情報 生年月日 性別 続柄  
住民区分 世帯主情報 住民となった事由  
現住所情報 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報  
筆頭者情報 消除情報 国籍 通称 処理停止情報 在留資格情報

<年金基本>

宛名番号 個人番号 基礎年金番号 電話番号 特記事項

<資格情報>

個人番号 基礎年金番号 被保険者種別 取得日 取得事由 取得理由 喪失日 喪失事由 喪失理由

<付加情報>

個人番号 基礎年金番号 付加加入情報 付加脱退情報

<免除情報>

個人番号 基礎年金番号 免除種類 免除該当情報 裁定結果情報 免除終了情報 法免消滅情報 送付日 学校情報

<老齢裁定受付情報>

宛名番号 個人番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 年金生活者支援給付金請求情報

<障害裁定受付情報>

宛名番号 個人番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 診断書情報 年金生活者支援給付金請求情報

<遺族裁定受付情報>

宛名番号 個人番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 請求者情報 年金生活者支援給付金請求情報

<老齢福祉裁定受付情報>

宛名番号 個人番号 証書番号 裁定請求情報

<所得情報>

宛名番号 一般扶養数 老人扶養数 特定扶養数 控除対象者配偶者 障害者扶養数 特別障害者扶養数 年少扶養数  
本人障害者区分 本人寡婦区分 本人勤労学生区分 公的年金収入 公的年金等雑所得 合計所得金額  
純損失 雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 配偶者特別控除

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
年金生活者支援給付金情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。</p> <p>①住民記録システムからの連携による入手 → システムにより担保することとし、目的外の入手が行われないよう設計・構築し、テストを実施して確認する。</p> <p>②請求書からの入手(紙) → 請求書は、本人または本人の代理人が記載して提出するものであり、当該本人の情報しか入手することができない。</p> <p>③庁内連携による入手 → システムにより担保することとし、目的外の入手が行われないよう設計・構築し、テストを実施して確認する。</p> <p>④その他(窓口対応、電話対応など) → 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・統合基盤システムの総合宛名機能等で管理する特定個人情報は、利用する業務システム毎にアクセス制御を行う。</p> <p>・宛名データの業務システムへの提供は、事前に協議し、個人番号を含めた情報提供を行うか否かを決定した上で、データ提供を行う。</p> <p>・庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われなくしている。</p> <p>さいたま市で使用している情報検索システム(EUC)用データベースには、個人番号を含むテーブルは作成しない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>・ユーザIDとパスワード生体情報による二要素認証を行っている。</p>
その他の措置の内容	<p>・端末の利用にあたり、ログインユーザ以外の職員に端末を操作させない。また、他職員がログインしている状態で端末を操作しない運用を行っている。</p> <p>・自分のID・パスワードで他人が操作できないよう対策を講じている。 (ID・パスワードを他人に教えない、ID・パスワードを付箋紙等に記載して貼らない、他に職員に自分のID・パスワードでログインさせない)</p> <p>・ユーザID、パスワード、生体情報により二要素認証を行っている。</p>

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末操作時、離席する際は必ずログアウトする。</li> <li>・特定個人情報が記載された紙媒体について、離席時には引出しに入れる等の覗き見を防止している。</li> </ul>			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない	
リスク：委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持として、本市個人情報保護条例等を遵守する。</li> <li>・委託者の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る情報を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。</li> <li>・委託者の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る情報を複製し、又は複製してはならない。</li> <li>・委託者の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る情報を業務履行場所以外へ持ち出してはならない。</li> <li>・業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等を防止するため、情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。</li> </ul>		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>委託先が再委託先に対して、情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているかの監督をしているか、原則として作業実施期間中に立入調査を行い確認する(立入調査の実施が困難な場合は、委託先が作成した報告書等を確認する。)</p> <p>また、再委託先の情報セキュリティの運用状況についても、立入調査を行い、ルールが遵守されているか等の確認を行う(立入調査の実施が困難な場合は、再委託先が作成した報告書等を確認する。)</p>		
その他の措置の内容	—————		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—————			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法及び住基法並びに本市個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の利用について、具体的に誰に対し、何の目的で提供できるかを整理し、特定個人情報の提供・移転を行う。</li> </ul>		
その他の措置の内容	—————		

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
———		
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ] 接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ] 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
———		
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	市に紙で提出された特定個人情報を含む給与支払報告書等の課税資料のデータ入力業務の委託において、委託先が市の許諾を得ることなく再委託したもの(別添のとおり)	
再発防止策の内容	特定個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、契約締結時に再委託の予定の有無について委託先から書面で報告を求めるとともに、原則として作業実施期間中に委託先の作業実施場所へ立入調査を行う(立入調査の実施が困難である場合は、委託先が作成した報告書等を確認する。)	
その他の措置の内容	———	

リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—————		
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>①部署の職員、委託先従業員に対して、新しい事務運用、特定個人情報を取り扱うリスクを認識させ、その管理に関する必要な知識等の研修を実施する。</p> <p>②所属長に対し、年1回ICT環境の変化や情報セキュリティ事件・事故事例について紹介するとともに、所属長の管理者としての責務について研修を実施する。</p> <p>③各所属により選定されたICTリーダーに対し、eラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施する。</p> <p>④事業者に対し、市のセキュリティポリシーを遵守するよう、必要な教育・啓発を行う。</p>	
<b>10. その他のリスク対策</b>		
—————		

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	各区役所 暮らし応援室 住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 他
②請求方法	さいたま市個人情報保護条例第13条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	_____
④個人情報ファイル簿への不記載等	_____
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	保健福祉局 福祉部 年金医療課 住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号：048-829-1239 FAX番号：048-829-1947
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年4月5日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	_____
②実施日・期間	_____
③主な意見の内容	_____
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	_____
②方法	_____
③結果	_____



## (別添) 個人住民税データ入力業務の受託者における契約及び法令違反について

### 1 概要

(1) 紙で受領した特定個人情報を含む給与支払報告書等の課税資料のデータ入力業務において、受託者が市の承認を得ず再委託したもの。

○委託業務名：さいたま市個人住民税データエントリ業務

○委託期間：平成29年12月1日～平成30年4月27日

※ 同社から、データ入力業務履行場所は八王子事業所と市へ報告されている。

(2) 委託した課税資料件数 587, 884件

そのうち、特定個人情報が記載されていた件数 約400, 000件

### 2 受託者

名称：システムズ・デザイン株式会社

○昭和42年3月設立、情報処理サービス業

○本業務委託について、当該年度のみ受託

○本市他業務は受託していない。

